

ふじみ野市と埼玉県立ふじみ野高等学校との連携協力に関する包括協定書

(目的)

第1条 この協定は、ふじみ野市と埼玉県立ふじみ野高等学校(以下「両者」という。)とが、包括的な連携の下、様々な分野において相互に連携協力することで、教育・文化・スポーツ等における課題に対して、その解決等に向けた環境の整備に貢献するとともに、地域社会の発展や地域の人材の育成に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の連携協力を推進するものとする。

- (1) 教育・文化・スポーツの発展と振興に関する事項
- (2) 人材育成に関する事項
- (3) 地域コミュニティの発展に関する事項
- (4) 社会福祉の充実に関する事項
- (5) 環境の保全・回復・創出に関する事項
- (6) 産業振興に関する事項
- (7) その他、両者が必要と認める事項

(連携調整窓口と定期的な協議)

第3条 連携協力事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、両者に窓口を設置するとともに、連携の具体的な内容に関して定期的な協議を実施するものとする。

(経費負担)

第4条 連携協力事項の実施に要する経費については、原則として両者においてそれぞれ応分に負担するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、両者のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても、同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、包括的な連携協力に必要な事項については、両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者署名の上、それぞれその1通を保有する。

平成29年2月8日

ふじみ野市長

埼玉県立ふじみ野高等学校長

高畑 博

大川 勝